

大根川水系		生活環境の保全に関する環境基準：A類型					基準は設定されていない	
調査項目		pH（※）	BOD75%値	SS	DO	大腸菌数 90%値	T-N	T-P
調査地点	単位	-	mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100mL	mg/L	mg/L
① 高柳橋		7.7 7.7 7.4 7.4	1.5	5	9.2	2,800	2.1	0.232
② 太郎丸橋		7.3 7.4 7.0 7.1	1.0	2	8.7	34	1.9	0.072
③ 熊鶴橋		7.2 7.8 7.4 8.4	0.7	18	10.9	110	1.5	0.051
④ 外輪崎橋		7.4 7.8 7.6 8.0	0.8	8	10.1	140	1.4	0.115
⑤ 樋門田橋		7.8 7.7 7.6 7.8	1.0	5	9.4	820	1.2	0.064
⑥ 新谷山橋		7.3 7.5 7.8 7.5	0.8	5	9.8	480	1.2	0.040
⑦ するめだ橋		7.6 7.7 7.7 7.8	1.5	3	9.7	16,000	2.4	0.295
環境基準（A類型）		6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL以下	-	-
各調査地点の環境基準 （項目別基準値） 適合判定方法		全調査の 測定値が 基準値を 満たして いること	全調査の 測定値の 75%値が 基準値を 満たして いること	全調査の 測定値の 平均値が 基準値を 満たして いること	全調査の 測定値の 平均値が 基準値を 満たして いること	全調査の 測定値の 90%値が 基準値を 満たして いること	-	-

※ pHは5月(左上)、9月(右上)、12月(左下)、2月(右下)

※ 網掛けは基準超過を示す。

中川水系		生活環境の保全に関する環境基準：設定されていない					基準は設定されていない	
調査項目		pH	BOD75%値	SS	DO	大腸菌数	T-N	T-P
調査地点	単位	-	mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100mL	mg/L	mg/L
⑧ 中川橋		7.7 7.6 7.5 7.7	0.9	4	9.0	250	1.4	0.114
⑨ 松原橋		8.0 8.9 7.7 8.0	1.2	5	10.2	290	1.4	0.078
環境基準（A類型）		6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL以下	-	-

※ pHは5月(左上)、9月(右上)、12月(左下)、2月(右下)

※ 網掛けは基準超過を示す。

河川(湖沼を除く)(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 注1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 注2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 注3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 注4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 注5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度